

## 引っ越しの手続きはお早目に

### 住所変更

入学・就職などにより引っ越しする方は住所変更の届け出が必要です。

【転出】(市外へ引っ越しする場合)

引っ越し前に転出届をし、引っ越し後 14 日以内に、新住所地の市区町村窓口で転出証明書を添えて転入届をしてください。

\* 転出届は郵便で申請することもできます。

【転入／転居】(市内へ／市内で引っ越しの場合)

引っ越し後 14 日以内に届け出をしてください。

● 持参するもの／来庁者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)、該当する方は国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者証や各種助成受給者証、マイナンバーカード、転入の場合は転出証明書

※ 同一世帯以外の方が届け出する場合は委任状が必要です。

■ 問い合わせ先／市民課 市民係  
☎ 22-6600 内線 362

### 上・下水道・ガス

水道と市ガスの使用に関する届け出が必要です。引っ越しの 5 日前までに市ガス水道部へご連絡ください。なお、市ガスの使用開始は、現地での立ち会いが必要です。

■ 届け出・問い合わせ先／  
・管理課 業務係 ☎23-2561  
・ガス課 事業推進係 ☎22-7090

### 転校

【転出】

在学校から、転入する市区町村で必要となる関係書類の交付を受けてください。

【市内で転居】

転居手続きの後、在学校から交付された関係書類を持参し、届け出をしてください。

■ 届け出・問い合わせ先／学校教育課 ☎22-3441

### 子ども医療

【転出】

受給者証の返納手続きをしてください。また、転入する市区町村で必要となる書類を確認してください。

【市内で転居】

受給者証を持参して、届け出をしてください。

■ 問い合わせ先／保険年金課 医療給付係  
☎22-6600 内線 389

### 児童手当

【転出】

資格消滅届の手続きをしてください。

【市内で転居】

届け出の必要はありません。

※ 受給者と児童が別居した場合は、届け出が必要です。

■ 問い合わせ先／子ども家庭課 児童福祉係  
☎22-6600 内線 435

「住所変更」「子ども医療」「児童手当」の届け出は、唐桑・本吉総合支所、階上・大島出張所においても取り扱っています。詳しくはお問い合わせください。

## 18歳から大人です!

### ■ 成年になると何が変わる?

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。

例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な商品を購入した時にローンを組むといったことが自分の意思で決定できるようになります。

### ■ 成年に達して一人で契約する際に注意することは?

成年に達すると契約を結ぶかどうかを決めるのも、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約にはルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。未成年者は「未成年者取消権」により保護されていますが、その保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者もいますので注意が必要です。

2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。高校生でも18歳になれば成年となります。

### ■ 政府広報が東京リベンジャーズとタイアップ! 成年年齢下げの政府広報キャンペーン

「政府広報 成年年齢下げ」で検索

### ■ 消費者庁ではLINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」を開設しています

若者に知ってほしい消費者トラブルの情報や、成年年齢引き下げに向けた情報を配信していますので、友達登録をお願いします。「消費者庁 若者ナビ!」で検索

### ■ お困りの際は消費生活センターへ

お困りの際は、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

☎生活環境課 消費生活センター ☎22-3437

※ 土日・祝日は消費者ホットライン ☎188 をご利用ください。

